

三次市電力調達仕様書

1. 概 要

(1) 件名

三次市の公共施設 4 8 契約で使用する電力供給業務

(2) 需要場所

別紙 1 に掲げる施設及びこれに附属する施設

2. 仕 様

(1) 需要場所ごとの予定契約電力、使用電力量は別紙 2 に掲げるとおり

(2) 受給期間

対象施設（別紙） 令和 8 年 4 月 1 日以後の最初の検針日の 0：00 から令和 9 年 4 月 1 日以後の最初の検針日の前日の 24：00 まで（1 年）

(3) 需給地点

需給場所における当該地域を管轄する一般送配電電気事業者の開閉所内の電源側接続地点

(4) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(5) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(6) 供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

(7) 検針日及び計量日

ア 検針は各月ごとに、送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に原則として実施するものとする。

イ 計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、1 kWh とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

3. 電気料金の算定方法等

(1) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる契約の区分に応じて定める方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

ア 単価固定契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①－１、①－２、①－３及び①－４を合計して得た金額とする。

①－１ 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２ 電力量料

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①－３ 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準ずる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。この場合において、契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①－４ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

イ 単価変動（市場連動）契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①－１、①－２、①－３及び①－４を合計して得た金額とする。

①－１ 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量の実績に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２ 従量料金

契約ごとに定める従量料金単価に３０分ごとのＪＥＰＸエリアプライスの実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価、手数料単価、環境価値単価、を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の３０分使用量の実績を乗じて算定するものとする。

①－３ 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する市場連動契約等を対象とした燃料費等調整単価の算定諸元に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。この場合において、契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、

別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①－４ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

ウ 単価変動（一部卸調達・固定単価含む市場連動）契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①－１、①－２、①－３及び①－４を合計して得た金額とする。

①－１ 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量の実績に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２ 電力量料金

契約ごとに定める卸調達固定単価に卸調達固定量を乗じて算出した電力量料金に、３０分ごとのＪＥＰＸエリアプライスの実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価、手数料単価、環境価値単価、を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の３０分使用量から卸調達固定量を除いた実績を乗じて算定した電力量料金を加えて算出したものとする。

なお、３０分単位の使用量が卸調達固定量を下回る場合、超過した固定量分は同時刻のエリアプライスにより売電されるものとする。

①－３ 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する市場連動契約等を対象とした燃料費等調整単価の算定諸元に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。この場合において、契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①－４ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は１円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

(2) 電気使用量、電気料金の確認

需給契約開始後、電気使用量、電気料金、30分値が確認できるWEBページの提供及び、WEBページへアクセスするためのID、パスワードを発行すること。

(3) 電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからウまでに掲げるところにより行うものとする。

ア 受注者は、施設ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。

イ 受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、電子媒体によりその旨を通知するとともに、電子メールに添付する方法、又は発注者が専用のウェブサイトから請求書をダウンロードする方法のいずれかにより、請求書及び利用明細を交付するものとする。

4. 入札金額算出方法

(1) 単価固定型契約

①燃料調整単価の反映は各社任意で設定可能。ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。

②燃料調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は本入札において指定する貿易統計、エリアプライス、30分値を使用して当該月の燃料費等調整費を算出し、算定諸元に記載された各数値について契約期間内は変更がないものとする。③容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。

④本入札において、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

(2) 市場連動型契約

①損失率は当該地域の送配電事業者が定める数値もしくは0とする。

②託送電力量料金単価は当該地域の送配電事業者が定める数値もしくは0とする。

③スポット購入手数料は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。

④小売手数料は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。

⑤環境価値単価は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。

⑥燃料調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。

⑦燃料調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお受注者が独自に定める算定諸元を用いる場合は、受注者の供給約款に定める算定諸元を用い、本入札において指定する貿易統計、エリアプライスを使用して当該月の燃料費等調整費を算出すること。なお、算定諸元における各種係数について契約期間内は変更を行わないものとする。

⑧容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。

⑨本入札において、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

(3) 一部卸調達電源固定市場連動型契約

- ①卸調達電源固定はベース時間（365日、0時～24時）または、ミドル時間（平時、8時～20時）を対象とすること。
- ②損失率は当該地域の送配電事業者が定める数値もしくは0とする。
- ③託送電力量料金単価は当該地域の送配電事業者が定める数値もしくは0とする。
- ④スポット購入手数料は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。
- ⑤小売手数料は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。
- ⑥環境価値単価は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。
- ⑦燃料調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は、算定諸元が供給約款に定められていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。
- ⑧燃料調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は、受注者の供給約款に定める算定諸元を用い、本入札において指定する貿易統計、エリアプライスを使用して当該月の燃料費等調整費を算出すること。なお、算定諸元における各種係数について契約期間内は変更を行わないものとする。
- ⑨容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。
- ⑩本入札において、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

5. 受注者の留意事項

(1) 検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

(2) 緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

(3) 使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

(4) 重要事項

受注者（この号及び次号において、候補者を含む。）は、次のア及びイに掲げる事項について留意しなければならない。

ア 該当地域の送配電事業者が定める託送料金、損失率、離島ユニバーサルサービス単価の見直し、年度をまたぐ契約においては容量拠出金の負担額変更、もしくは制度改正により契約単価の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとする。

イ アの協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解

除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

ウ 需給契約の期間は1年とするが、発注者と受注者の協議の上、合意があれば同一条件で契約を更新できるものとする。

エ 本オークションに参加し落札した事業者（以下「落札業者」という。）は、オークション終了後、三次市の入札資格申請を行い、供給開始までに入札資格の取得を行うこと。

オ 落札業者は、対象施設ごとの金額等がわかる見積書を提出すること。

カ 受注者は、毎月の請求額が確定したときは、対象施設ごとに請求書及び利用明細を発行し、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、電子媒体により提出するものとする。

キ 電気料金の支払いは後払いとし、発注者は受注者から適正な請求書による請求を受領した日から30日以内に銀行振り込みにて支払うものとする。

（５） 電気事業法第2条の2の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

（６） その他

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整この仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。

以 上